

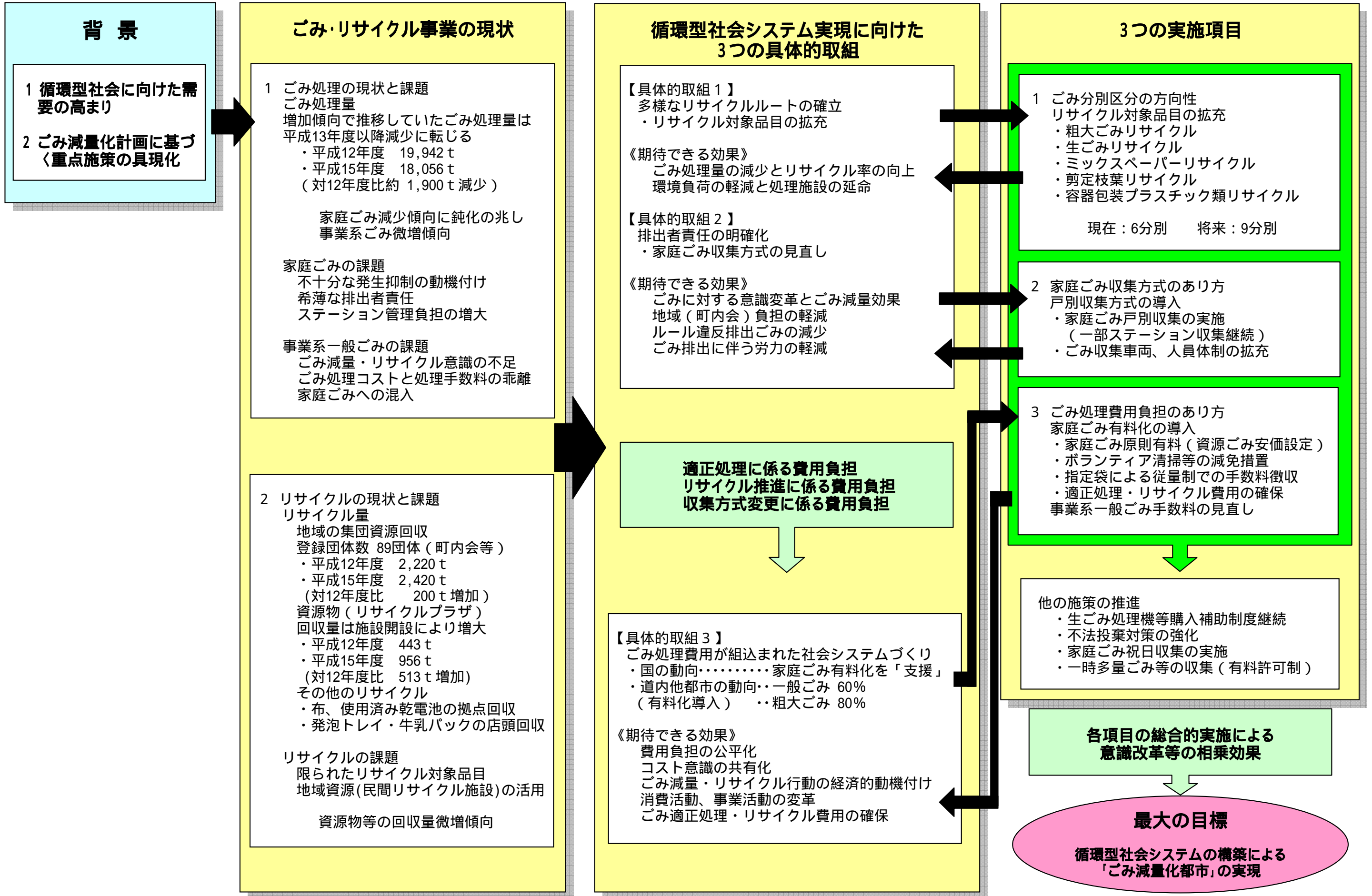
ごみ収集方法及び処理費用負担のあり方について

目 次

ごみ収集方法及び処理費用負担のあり方について（検討イメージ）

1	ごみ処理の現状と課題	
(1)	ごみ処理の現状	P 1
(2)	ごみ処理量	P 1
(3)	ごみ処理コスト	P 2
(4)	家庭ごみの課題	P 2
(5)	事業系一般ごみの課題	P 3
2	リサイクルの現状と課題	
(1)	リサイクルの現状	P 5
(2)	リサイクル量	P 5
(3)	リサイクルコスト	P 6
(4)	リサイクルの課題	P 7
3	循環型社会システムの実現に向けて（具体的取り組み）	
(1)	多様なリサイクルルートの確立	P 9
(2)	排出者責任の明確化	P 9
(3)	ごみ処理費用が組み込まれた社会システムづくり	P 10
4	ごみ分別区分の方向性について	
(1)	ごみ分別区分の現状	P 11
(2)	リサイクル対象品目の拡充	P 11
(3)	将来の家庭ごみ分別区分	P 13
5	ごみ収集方式のあり方について	
(1)	ごみ収集方式の現状	P 14
(2)	ごみステーション方式の課題	P 14
(3)	戸別収集方式の導入と効果	P 15
(4)	戸別収集の対象エリア	P 16
(5)	戸別収集の課題	P 16
6	ごみ処理費用負担のあり方について	
(1)	国の動向	P 17
(2)	道内他都市の動向	P 17
(3)	処理費用負担の現状	P 18
(4)	事業系一般ごみ処理手数料の改定	P 19
(5)	家庭ごみ費用負担（有料化）の効果	P 19
(6)	家庭ごみ費用負担（有料化）の方式	P 20
7	実施に向けて	
(1)	実施時期	P 23
(2)	他の施策の推進	P 23
(3)	ごみ減量化都市の実現	P 23

ごみ収集方法及び処理費用負担のあり方について(検討イメージ)



1 ごみ処理の現状と課題

(1) ごみ処理の現状 ……資料編 P 1

本市のごみ処理は、5市町村で構成する「北石狩衛生施設組合」で中間処理（破碎・焼却）最終処分（埋立）を行っており、市内から発生するごみのうち、家庭から排出されるごみを処理することを基本としつつ、家庭ごみの処理に支障がないと認める範囲で、事業系一般ごみの処理を行うこととしています。ごみの収集・運搬業務については、家庭ごみは委託事業者、事業系一般ごみは許可事業者が行っています。

(2) ごみ処理量 ……資料編 P 2～P 5

ごみ（一般廃棄物）処理量は、一貫して増加を続け、ごみ処理量がピークとなった平成 12 年度には約 2 万トンに達しました。

また、平成 10 年度以降、新港地区を中心として、引越しごみ等の不法投棄が急増し、一部地域では「ごみ捨て場」のごとき惨状を呈していました。

増加を続けるごみ処理量に歯止めをかけるため、平成 13 年度「ごみ減量化都市への挑戦元年」と位置づけ、様々なごみ減量事業の取り組みをスタートさせ、市民一人ひとりの協力のもと、平成 13 年度からごみ処理量は減少に転じ始めました。

平成 14 年度末「ごみ減量化計画」を策定し、平成 19 年度までのごみ減量目標と行動計画を定め、減量化事業を推進してきた結果、ごみ処理量は総体的に減少を続け、平成 15 年度末のごみ処理量は 18,056 トンとなり、約 2 千トンの減量を達成しましたが、家庭ごみのうち「燃やせないごみ」、「粗大ごみ」や事業系一般ごみの増加、市内ごみステーションにおける処理困難物の排出や不法投棄など、課題はなお多く残されています。

本年度は、家庭ごみの減少傾向に鈍化の兆しが見られ、今後の景気や人口の動向によっては、再び家庭ごみ処理量が増加に転じる可能性があります。

また、事業系一般ごみについては、平成 10 年 4 月に有料化を導入していますが、排出量は増減を繰り返しながら微増傾向にあります。

(3) ごみ処理コスト …………… 資料編 P 6

本市のごみ処理にかかる費用は、主にごみ処理事業実施主体の北石狩衛生施設組合に対して、負担金という形で支出しています。

ごみ処理コスト（平成 15 年度決算ベース）

ごみ処理量(t)	負担金のうちごみ処理経費(千円)			(A)単価 (円/10kg)	市職員人件費 (千円)		(B)単価 (円/10kg)
	ごみ処理費	公債費	合計(A)		市職員人件費	合計(B)	
18,056	340,783	134,664	475,447	263	42,400	517,847	287

家庭系ごみ処理コスト

家庭系ごみ処理量(t)	比率	按分コスト (千円)	収集委託費(千円)		(C)単価 (円/10kg)	一人当たり年間ごみ排出量(kg)	一人当たり年間ごみ処理コスト(円)
			収集委託費	合計(C)			
14,197	78.6%	407,171	104,353	511,524	360	253	9,122

事業系一般ごみ処理コスト

事業系一般ごみ処理量(t)	比率	按分コスト (千円)	事業系ごみ処理手数料(千円)		(D)単価 (円/10kg)	手数料負担率
			手数料収入	合計(D)		
3,859	21.4%	110,676	30,872	79,804	207	28%

事業系一般ごみ収集運搬コストは事業主負担

(4) 家庭ごみの課題

不十分な発生抑制の動機付け

現存の家庭ごみ処理システムは、ごみ減量に取り組む市民にとって、節水・省エネのような家計への直接的なメリットはなく、ごみ減量の効果が見えにくいため、ごみ分別や減量を継続する動機付けが弱く、意識はあっても行動に結びつきにくいと考えられます。また、ごみ減量に努力する者とならない者との間に不公平感も生じているものと思われます。

希薄な排出者責任

家庭ごみ収集は、市民がごみステーションにごみを排出し、市（委託事業者）が収集する方式を採用しており、現在市内には 541 カ所のごみステーションが設置されています。

ステーション収集方式は、効率的にごみを収集できる反面、排出者責任が徹底できないため、ルール違反ごみの排出や不法投棄、ごみステーション周辺のごみ散乱など、さまざまな「ごみ問題」の要因となっています。

ステーション管理負担の増大

日常的にごみステーションの清掃・管理を行っている各地域の町内会では、ルール違反ごみの再分別、散乱ごみの清掃、処理にかかる費用負担など直接的な対応を行っていますが、近年その負担が増加しており、各町内会にとっては地域の大きな問題となっております。

(5) 事業系一般ごみの課題 …………… 資料編 P 7 ~ P 1 0

ごみ減量・リサイクル意識の不足

平成 15 年 8 月に、市内の約 1,400 事業所を対象に行った「事業系一般廃棄物適正処理状況調査」では、約 1 割の事業所が「事業系一般ごみ有料ということを知らない」、8 割以上の事業所が「リサイクルの工夫をしていない」という回答でした。

また、平成 16 年 11 月に新港地域の約 550 事業所を対象に行った「事業系古紙リサイクル状況調査」では、紙ごみを「リサイクルしていない」と回答した事業所が全体の約 5 割を占めました。

以上のことから、市内事業所に対するごみ減量・リサイクルルートの情報提供による意識啓発が早急に取り組む課題として求められています。

処理コストと処理手数料の乖離

事業系一般ごみの処理手数料は、10kg ごとに 80 円と定められていますが、実際のごみ処理コストのうち手数料の割合は 28%（平成 15 年度決算ベース）であり、手数料と実コストに大きな乖離があります。

「事業系一般廃棄物適正処理状況調査」では、「ごみ処理に手数料がかかる」ことを知っている事業所は 9 割弱でしたが、「ごみを減らす工夫をしている」事業所は、約 1 割と非常に低い割合であることから、現在のごみ処理手数料による排出抑制効果は低いと考えられます。

家庭ごみへの混入

市内には、約 1,700 の事業所がありますが、家庭ごみ収集のためのごみステーションに、本来排出できない事業系ごみが排出されているケースが数多く見受けられています。

「事業系一般廃棄物適正処理状況調査」の結果では、「ごみステーションに事業系一般ごみを出している」という約 2 割の回答から、事業系ごみ排出ルールが守られていない実態が浮き彫りになりました。

ごみステーションへの事業系ごみ排出は、本来負担すべきごみ処理手数料を免れていることから、より一層の適正排出指導が必要と考えられます。

2 リサイクルの現状と課題

(1) リサイクルの現状 …………… 資料編 P 1

本市のリサイクルの取り組みは、下記のとおりです。

- 平成 3 年度 空缶特別回収実施
- 平成 4 年度 集団資源回収を行っている各種団体に対し、資源回収量に応じた奨励金（交付対象：紙類、びん類、金属類、布類）を交付し、地域でのリサイクルの取り組みを支援
- 平成 12 年度 「石狩市リサイクルプラザ」で容器包装リサイクル法に基づく対象品目「びん・缶・ペットボトル」を収集・リサイクル
- 平成 14 年度 家庭から出る剪定枝葉を堆肥化する「みどりのリサイクル」の試験収集開始
- 平成 15 年度 古着・古布の拠点回収、廃蛍光管等の別収集とリサイクル開始、発泡トレイや牛乳パックの店頭回収 PR

(2) リサイクル量 …………… 資料編 P 11 ~ P 12

各種団体(89 団体)による集団資源回収量は、一貫して増加傾向にあり、平成 15 年度の回収量は 2,420 トンとなりました。

リサイクルプラザによる資源物(びん・缶・ペットボトル)収集量は、開設後飛躍的に増加しました。平成 15 年度末の収集量は 956 トンで、現在の収集量は微増傾向で推移しています。

さらに、平成 15 年度に実施した「みどりのリサイクル」試験収集、「古着・古布」の拠点回収、「廃蛍光管等」の分別収集など、新たな取り組みにより、平成 15 年度末のリサイクル率は、対 12 年度比で 4.3 ポイント上昇し、16.1%となりました。

(3) リサイクルコスト資料編 P 13

集団資源回収にかかるコストは、資源回収量に応じた 1kg あたり 5 円の奨励金という形で各種団体に支出しています。

リサイクルプラザで扱う、容器包装リサイクル法対象品目（びん・缶・ペットボトル）のリサイクルコストは、収集量の増加とともに減少傾向にあります。ごみ処理（焼却・破碎・埋立）コストと比較すると、平成 15 年度決算ベースで 2 倍以上のコストを要しています。

集団資源回収コスト（平成 15 年度決算ベース）

資源回収量 2,420 トン

奨励金額 12,095,600 円

資源物リサイクルコスト（平成 15 年度決算ベース）

資源物 回収量(t)	リサイクルプラザ 運営費(千円)	(A)単価(円 /10kg)	空缶売払代金(千円)		(B)単価 (円/10kg)
			収入	合計(B)	
956	44,122	462	6,960	37,162	389

市職員人件費(千円)		(D)単価 (円/10kg)
市職員人件費(千 円)	合計(D)	
25,440	62,602	655

家庭系資源物リサイクルコスト

家庭系資源 物量(t)	比率	按分コスト (千円)	収集委託費(千円)		(E)単価 (円/10kg)	一人当 り年間排 出量(kg)	一人当 り年間リサイ クルコスト(円)
			収集委託費	合計(E)			
833	87.1%	54,548	6,800	61,348	736	14.9	1,097

事業系資源物リサイクルコスト

事業系資源 物量(t)	比率	按分コスト (千円)	事業系資源物処理手数料 (千円)		(F)単価 (円/10kg)	手数料 負担率
			手数料収入	合計(F)		
123	12.9%	8,054	865	7,189	585	12%

事業系資源物収集運搬コストは事業主負担

(4) リサイクルの課題

限られたリサイクル対象品目

本市で行政回収している資源物は、容器包装リサイクル法に基づく「びん・缶・ペットボトル」であり、その他の容器包装(プラスチック、紙)のリサイクルルートについては、残念ながら確立の目途が立っておりません。

そのほか、排出量が最も多い「燃やせるごみ」のうち、「生ごみ」、「剪定枝葉」、「紙ごみ」など、資源として有効利用できる品目のリサイクルルートが確立されていないことが最も大きな課題であると考えられます。

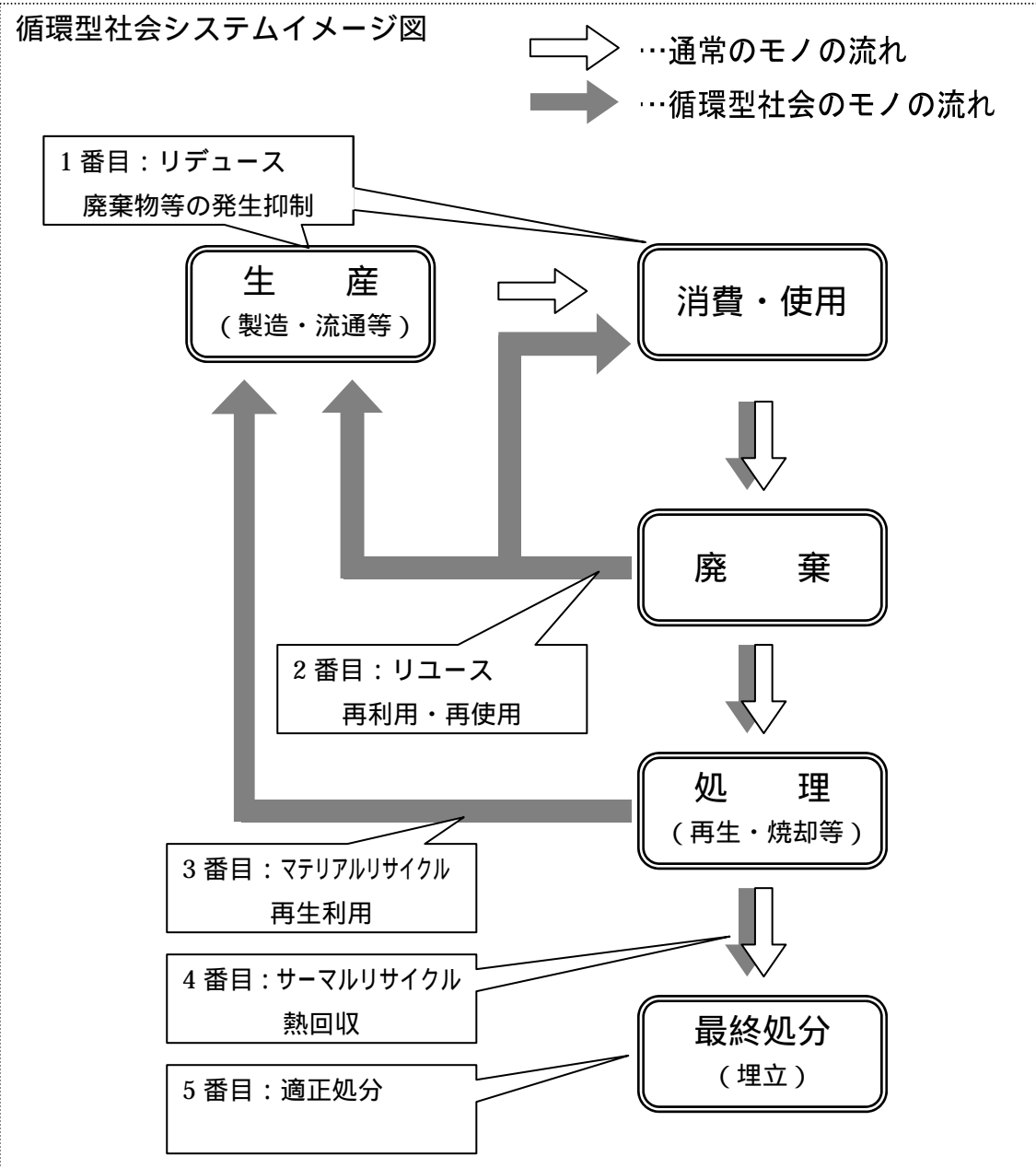
地域資源(民間リサイクル施設)の活用

新たなリサイクルルート確立のためには、同時に必要とされる施設及び人員体制等の整備が不可欠であり、費用対効果を勘案しながら、新港地域にある民間施設への委託などの手法も視野に入れ、より具体的に進める必要があります。

3 循環型社会システムの実現に向けて（具体的取り組み）

循環型社会の実現のためには、リデュース（排出抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の3Rが重要ですが、これらの取り組みには優先順位がつけられています。リサイクルを進めることは重要ですが、リサイクルにはエネルギー消費やコストの増大が伴うことから、まずごみとして排出する量を減らすリデュースやリユースの取り組みがより重要であるといえます。

また、市民、事業者、行政それぞれが当事者意識とコスト意識を持ち、適切な役割分担のもとで責任を果たしていくことが不可欠です。



本市では、平成 15 年 3 月に策定した「ごみ減量化計画」の基本目標である「石狩市環境基本計画の理念に基づく資源循環型社会（都市）実現」のため、積極的に減量化施策を推進してまいりました。

しかしながら、ごみ問題を取り巻く社会情勢は、今なお多くの課題を残していることから、後述する 3 つの具体的な取り組みにより、さらなるごみ減量・リサイクルの推進が必要と考えます。

(1) 多様なリサイクルルートの確立

本市では、ごみ減量・リサイクル推進のために、従来から資源物の分別収集、市民・事業者へのごみ分別指導徹底やごみ減量への呼びかけ等各種の取り組みを行ってきました。

これらはリサイクル率の向上等一定の成果をあげてきましたが、前述のようにごみ減量の「下げ止まり」傾向が見られるなど、従来の手法に限界が生じはじめている中、ごみ分別区分を見直し、リサイクルルートの拡大を図る必要があります。

現在は 6 分別の家庭ごみをごみステーションから収集し、適正処理・リサイクルを行っているほか、2 品目の拠点回収を実施しています。

現在ごみとして収集・処分されているものの中には、リサイクル可能な資源が含まれており、これらのリサイクルルートを確立することで、ごみ処理量の減少とリサイクル率の向上が図られると考えます。

このことは、同時に環境負荷の軽減と処理施設の延命とともに、循環型社会システムの構築にもつながるものと考えます。

(2) 排出者責任の明確化

ごみ減量・リサイクル推進のためには、適正な分別などのルール遵守が不可欠であり、そのためには、ごみ排出者一人ひとりが排出者責任を自覚し、ごみ減量意識を持つことが必要ですが、現在、家庭ごみの収集拠点であるごみステーションで、排出者責任の欠如に起因する様々な「ごみ問題」が顕在化しています。

そのため、戸別収集方式を基本とした新たな収集方式に移行し、ごみステーション管理等の地域負担やトラブルの解消、事業系ごみの混入防止など、排出者責任の明確化に基づくごみ排出ルールの適正化が図られると考

えます。

(3) ごみ処理費用が組み込まれた社会システムづくり

これらの新しい取り組みに要するコストや、今後発生し続けるごみ適正処理・リサイクル費用の一部を、広く市民に求めることにより、費用負担の公平化が図られ、市民一人ひとりがごみ処理に対してはっきりとしたコスト意識をもつことで、ごみ減量行動への経済的動機づけによるごみ減量効果が期待できます。

さらに、このような市民一人ひとりの意識改革により、消費行動の変革がもたらされ、事業者における販売方法や製品作りへの影響を及ぼし、これらが相乗的に働くことにより循環型社会システムへの移行が進むと考えられます。

4 ごみ分別区分の方向性について

(1) ごみ分別区分の現状

現在、本市では6分別の家庭ごみをステーション方式で収集しているほか、乾電池、布類を拠点回収しています。

分別区分	収集方式	処理方法
燃やせるごみ	ステーション収集	ごみ処理
燃えないごみ		
燃やせないごみ		
粗大ごみ		
資源物(びん・缶・ペットボトル)		
廃蛍光管等	拠点回収	リサイクル
缶電池(拠点)		
布類(拠点)		

ごみとして収集・処分されているものの中には、有用な資源が含まれているため、ごみとして排出する前の段階で、極力多くのリサイクルルートを確立する必要があります。

(2) リサイクル対象品目の拡充 …………… 資料編 P14～P15

粗大ごみ

現在、家庭で不用になった家具等は、一部「リサイクルプラザ」が市民の回収依頼に基づいて戸別に回収・リサイクルしているものの、大半が粗大ごみとしてごみステーションに排出・処理されています。

また、高齢者世帯等においては、粗大ごみの搬出に伴う負担が大きいことから戸別収集を望む声が多く、市民にとって、より利便性の高いサービス体制を確立することが必要と考えられます。

生ごみ

本市では、平成15年度から、生ごみ自家処理の普及促進を目的として、生ごみ処理機等購入助成事業を実施していますが、生ごみは一般的に燃やせるごみの2～3割を占めるとされており、排出量は、年間約2～3千トン

と推計され、新たなリサイクル品目のなかでも、リサイクルルートが確立された場合のごみ減量効果は特に大きいものと考えられます。

生ごみリサイクルは、堆肥化がもっとも一般的な手法であり、すでに分別収集・堆肥化を実施している自治体も少なくありません。

しかし、堆肥化施設においては異物混入や悪臭対策、成果品である堆肥等については、品質のばらつき、安定した供給先の確保などが課題となっています。

剪定枝葉

家庭から排出される剪定枝葉は、燃やせるごみの5～7.5%と想定されており、排出量は年間約500～800トンと推計されています。

平成14年度から、公園や街路樹の維持管理業務で排出される剪定枝葉の堆肥化を実施しており、平成15年度秋から、これを家庭ごみに拡大した「みどりのリサイクル」試験収集を実施しております。

試験収集の結果、ビニールひもなど異物混入が課題としてあげられたことから、排出ルールの周知徹底をしながら、早急に全市的な取り組みができるよう改善していく必要があります。

紙ごみ

現在、集団資源回収などリサイクルルートが確立されている新聞・雑誌・ダンボール以外の紙類はごみとして排出されていますが、そのうち封筒・はがき・紙袋・包装紙など、いわゆる「ミックスペーパー」の排出量は年間約1,150トンと推計されています。

ミックスペーパーのリサイクルは、一部民間で実施しているものの、コスト面の問題があり、いまだ一般的なリサイクルルート確立には至っておりません。

しかし、安定した供給体制が構築されれば、低コストのリサイクルルート確立が可能であると考えられることから、全市的なミックスペーパーリサイクルを視野に入れ、将来のリサイクルルート確立のため、平成17年度にモデル事業を実施し検証します。

容器包装プラスチック

燃やせないごみのうち、容器包装リサイクル法で有用資源と定められている「容器包装プラスチック」の占める割合は重量にして年間約5割で、排出量は約500～600トンと推計されています。

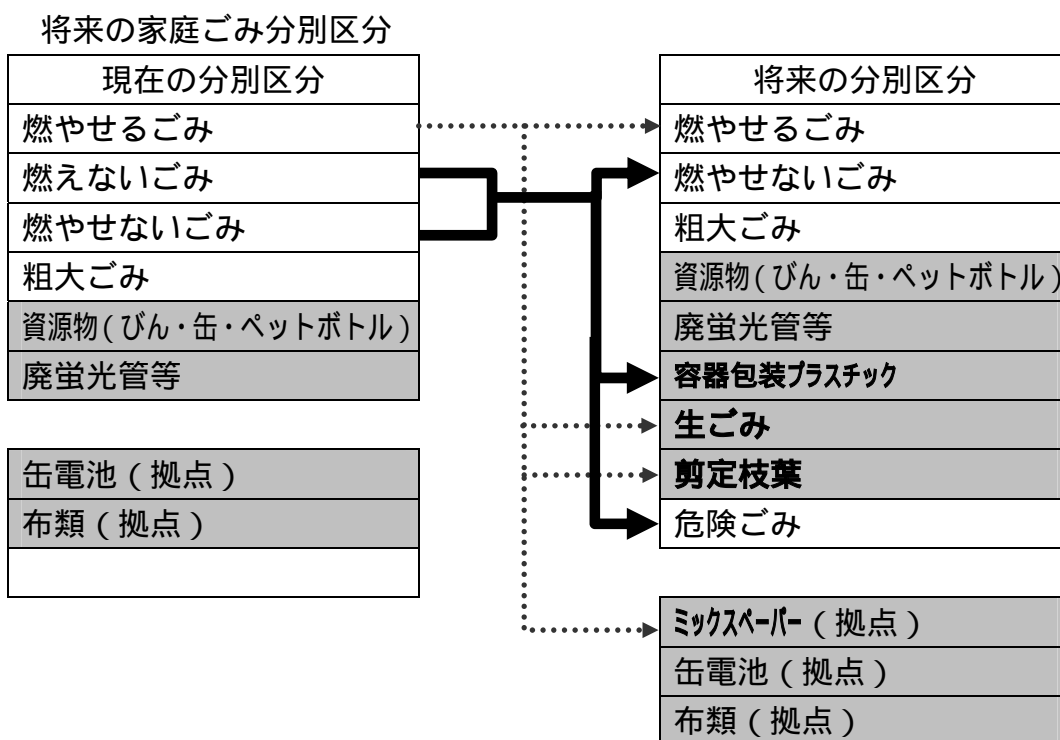
燃やせないごみの処理量は年々増加しており、施設の処理能力をオーバ

ーするなどの問題が発生していることから、リサイクルルートの確立が急がれております。

これら各リサイクル品目の拡充には、費用対効果や収集方法などを勘案し、民間施設等地域資源の活用を視野に入れ、リサイクルルート確立の可能性が高い品目から順次分別区分に組み込み、効果的なリサイクルの推進を図ります。

(3) 将来の家庭ごみ分別区分

各リサイクル対象品目の拡充により、将来のごみ分別区分は現在のごみ分別から9分別へと拡大します。



分別区分の拡大に伴い、現在の各地域別収集日(曜日)の変更が予測されることから、後述する「ごみ収集方式のあり方」と調整を図りながら検討することが必要と考えます。

5 ごみ収集方式のあり方について

(1) ごみ収集方式の現状

本市の家庭ごみ収集は、市民がごみステーションにごみを排出し、市が回収するごみステーション方式を採用しています。

現在、市内には541カ所のごみステーションが設置されています。設置場所や基数については、各地域の長い歴史の中で自主的に決定され、地域によって形状、設置状況が大きく異なっています。

(2) ごみステーション方式の課題 …………… 資料編 P16～P26

ごみステーションは、市民が同時刻に集まる場所であり、かつ日常的な清掃・管理が必要であることから、身近な地域コミュニティ形成の場として利用されていますが、近年ごみステーションに係る様々な「ごみ問題」が顕在化しています。

ルール違反ごみの排出並びに不法投棄

- ・ 廃家電など排出禁止物の排出
- ・ 産業廃棄物など事業系ごみの排出
- ・ 恒常的な混合ごみの排出、引越しごみなどの一時多量ごみの排出、収集作業後のごみ排出
- ・ 市域外からのごみ流入

増大する地域の管理負担

- ・ ルール違反ごみの対応（再分別・処理費用）による負担増
- ・ 町内会未加入者等、管理負担を負わない住民との不公平感
- ・ ステーション周辺のごみ散乱等による支障
- ・ カラス、猫等によるごみ散乱
- ・ 許容範囲を超えた恒常的な大量集積
- ・ 悪臭の発生等衛生上の諸問題
- ・ 道路通行及び除排雪への支障

困難性を増す新たなステーション設置

- ・ 「迷惑施設」の設置に対する隣接地権者、周辺住民の嫌悪・忌避感
- ・ 住宅密集地におけるステーション新設・増設のための場所確保

ごみ排出に伴う負担

- ・ 高齢者世帯等による粗大ごみの排出
- ・ 引越しなどによる一時多量ごみの排出

このような「ごみ問題」が、各町内会活動に支障をきたすなど、地域の社会問題として顕在化したのは、ごみステーションが共有施設であるため、ごみを出した時点で排出者が不明になり、排出者責任が放棄されること、またそれに伴いごみ出しマナーが悪くなり、結果ごみステーションが「迷惑施設」と化してしまうことが原因と考えられることから、収集方式を見直す時期に来ているものと考えます。

(3) 戸別収集方式の導入と効果

ごみ減量とリサイクル推進のためには、その前提として、適正な分別やごみ出しルールの遵守など、ごみを排出する者としての責任を市民一人ひとりが持つことが不可欠ですが、ごみステーションがその阻害要因となっているばかりでなく、ルール違反・不法投棄の拠点となっている実態もあることから、各戸の玄関先からごみを收拾する戸別収集を基本とした収集方式に移行することとします。

戸別収集方式による効果は、おおむね下記のとおりと考えられます。

排出者責任の明確化によるごみ減量効果

戸別収集方式では、各戸の玄関先からごみを収集するため、排出者責任の明確化が図られます。さらに、ルール違反に対する指導が容易となり、ごみ出しルールの適正化が図られます。その結果、市民においては、ごみに対する意識の変革がもたらされ、それに伴うごみ減量効果が期待できます。

地域負担の軽減、生活環境の改善

戸別収集方式に移行することにより、ごみステーションの清掃など管理負担の軽減が図られます。

また、近隣住民の悪臭被害やカラス等によるごみの散乱が無くなるなど、ステーション付近の生活環境が改善されることが考えられます。

ルール違反排出ごみの減少

戸別収集方式に移行することにより、廃家電などの排出禁止物、事業系ごみ、市域外からの流入ごみなど、ルール違反ごみの排出は大幅

に減少すると考えられます。

ごみ排出に伴う労力の軽減

戸別収集方式に移行することにより、各戸においては、ステーションまでごみを運ぶ必要がなくなることから、特に高齢者世帯等にとって排出が困難であった粗大ごみなどが出しやすくなるなど、ごみ出しに係る労力の軽減が図られます。

(4) 戸別収集の対象エリア

戸別収集の導入にあたっては、収集業務の効率性を勘案して、下記のとおり対象エリアを設定します。

当面の間、戸別収集対象エリアは市街地を基本とし、農村地域等はステーション方式を継続します。

集合住宅は、玄関先からの収集が困難のため、入居者専用のごみステーション方式とします。

(5) 戸別収集の課題

戸別収集方式は、ステーション方式と比べ、適切な車両および人員体制の増強が必要となるため、収集委託費用の増加が見込まれます。

また、冬季間の交通障害等の対策として、市関係部局を初めとした関係機関との連携を強化する必要があります。

6 ごみ処理費用負担のあり方について

(1) 国の動向 ……………資料編 P 27 ~ P 34

循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理のあり方について、平成 16 年 5 月から環境省の諮問機関である中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において審議が行われ、12 月に意見具申案が取りまとめられました。

本案は、廃棄物・リサイクル行政の目的が、従来の公衆衛生の向上や公害問題の解決から、循環型社会の形成へと変遷していることを踏まえ、3R に重点を置いた最適なりサイクル・処理システムを構築していくために、市町村による一般廃棄物処理に関して、有料化の推進などを提言するものです。

家庭ごみの有料化については、ごみの排出量に応じた負担の公平化、住民の意識改革につながるなどの理由から、排出抑制や再使用を進めるために有効な手段と位置づけられており、「国が方向性を明確に示した上で、地域の実情を踏まえつつ、有料化の導入を推進すべき」としています。

また、国に対しては、有料化に対するガイドラインの作成と、有料化を行う市町村の取り組みを支援することを求めています。

環境省は、今後中央環境審議会の最終答申を受けて、平成 16 年度内にも廃棄物処理法に基づく基本方針を改正し、市町村に有料化の導入を促すものと思われます。

(2) 道内他都市の動向 ……………資料編 P 35 ~ P 38

道内都市においては、平成 10 年度以降急速に家庭ごみ有料化の導入が進み、本市以外の 33 市のうち、19 市が家庭ごみのうち粗大ごみ以外の一般ごみ有料化を導入しているほか、4 市が 17 年度以降の導入を予定しています。

また、現在有料化を導入していない 10 市のうち 6 市が導入の検討をしており、導入予定のない都市は 4 市のみとなっています。(平成 17 年 1 月現在)

道内都市家庭ごみ有料化導入状況（粗大ごみ意外の一般ごみ）

有料化を導入している	19市（58%）
実施時期を定めて有料化導入を予定している	4市（12%）
有料化導入を検討している	6市（18%）
有料化導入予定なし	4市（12%）
合 計	33市（100%）

平成 17 年 1 月現在

また、対象を粗大ごみに限定すると、有料化を導入している都市は 27 市であり、8 割以上を占めています。また、導入予定のない都市は 1 割未満の 3 市のみとなっています。

道内都市家庭ごみ有料化導入状況（粗大ごみ）

有料化を導入している	27市（82%）
実施時期を定めて有料化導入を予定している	2市（6%）
有料化導入を検討している	1市（3%）
有料化導入予定なし	3市（9%）
合 計	33市（100%）

平成 17 年 1 月現在

（ 3 ） 処理費用負担の現状

本市では、平成 10 年 4 月から、事業主の排出者責任の明確化及び適正処理費用の一部負担（約 3 割）を目的として、事業系一般ごみの有料化を実施しています。

また、容器包装リサイクル法の施行に伴い、平成 12 年 4 月からリサイクルプラザで資源物のリサイクルが開始され、平成 13 年 4 月から事業系資源物についても有料化を実施しています。

平成 15 年 1 月、環境審議会において答申された「ごみ減量化計画」の重要施策の中には、「ごみ処理費用が組み込まれた社会システムづくり」が明記されており、また、市議会等においても、ごみ有料化導入への様々な意見が出されているほか、平成 16 年 5 月からは、北石狩衛生施設組合の構成団体において、家庭ごみ有料化の具体的な検討が始まっています。

(4) 事業系一般ごみ処理手数料の改定

事業系一般ごみについては、本来事業者が負担すべきごみ処理コストの多くを市が負担していますが、ごみ処理コストの上昇とともに、手数料負担額と実コストとの乖離が生じている状況を踏まえ、排出者責任の原則に基づき、応分の負担を求めることが基本であると考えられます。

また、手数料の価格設定にあたっては、ごみ減量の動機付けが働き、かつ家庭ごみへの流入が生じないよう配慮する必要があります。

(5) 家庭ごみ費用負担（有料化）の効果

家庭ごみの有料化によって得られる具体的な成果は、多岐にわたることが見込まれますが、次に掲げる 3 点が主なものと考えられます。

費用負担の公平化

ごみ処理費用を間接的に負担する現在の方式では、ごみ排出量と費用負担に関連性が無いため、ごみ減量・リサイクルの努力が報われないという点で不公平であるといえます。

家庭ごみ有料化導入により、ごみ処理に要する費用を明確にし、排出したごみの量に応じた費用負担を求めることで、費用負担の公平化とコスト意識の共有化が図られ、ごみ減量行動への動機付けを高める効果も期待できます。

市民・事業者の意識改革

家庭ごみ有料化は、多くの市民がごみについて関心を持つ契機となり、極力ごみにならない製品の選択、分別の徹底など、ごみ減量につながるライフスタイルの見直しが期待できます。さらに、こうした市民（消費者）の意識改革が「ごみになるものを作らない、売らない」という事業者の意識改革と事業活動の見直しにつながると考えられます。

ごみ適正処理・リサイクル費用の確保

循環型社会システムへの転換を図るためには、事業者（発生）、市民（排出）、行政（処理）の三者の協働によるごみ減量とリサイクルの推進が重要です。

今後ますます増大・多様化していくごみの適正処理に要する費用の一部を家庭ごみ有料化によって確保でき、限られた財源を適正処理とリサイクルを推進する施策などに効果的に振り向けることが可能となるため、北石狩衛生施設組合を初めとする施設・設備の延命につながるほか、新たなリサイクルルートの確立や、市民サービスの向上につながるものと考えられます。

(6) 家庭ごみ費用負担(有料化)の方式

有料化の範囲

分別収集する家庭ごみの全てを、有料化の対象とします。

ただし、リサイクル対象品目の手数料については、分別の徹底及びリサイクルへの誘導を図るため、ごみ処理手数料よりも安価に設定する必要があると考えられます。将来的に分別収集・リサイクルを予定している品目も同様とします。

現在の分別区分による対象品目

ごみ(ごみ処理手数料)	リサイクル(リサイクル手数料)
燃やせるごみ	資源物 (びん・缶・ペットボトル)
燃えないごみ	
燃やせないごみ	廃蛍光管等 (蛍光管・水銀使用製品)
粗大ごみ	

将来の分別区分による対象品目

ごみ(ごみ処理手数料)	リサイクル(リサイクル手数料)
燃やせるごみ	資源物
燃やせないごみ	廃蛍光管等
粗大ごみ	生ごみ
危険ごみ	剪定枝葉
	容器包装プラスチック

なお、クリーン作戦等ボランティア清掃の活動には、無料の「ボランティア袋」配布等を講じる必要があると考えます。

手数料負担方法

手数料負担のための媒体としては、「指定袋」「シール」などの方法がありますが、手数料負担・ごみ排出の容易性から、ごみ処理手数料が組み込まれた「指定袋販売」を基本とし、粗大ごみ等ごみ袋に入らない場合は「シール」を貼付する方式が適当であると考えられます。

指定袋は、ごみ排出量ごとに複数種類用意し、袋の容量に応じた価格設定を行うことにより、排出量削減への動機付けが働くように配慮する必要があると考えられます。

家庭ごみ手数料の体系

有料化の手数料体系のうち、主なものとして以下の3つが想定されま

- ・ 単純従量制...排出量に比例して負担額が大きくなる方式
- ・ 超過量従量制...一定量まで無料であり、超過量が有料になる方式
- ・ 二段階従量制...一定量まで低水準、超過量が高水準の負担を求める方式

上記のうち、「超過従量制」及び「二段階従量制」については、一定量までは無料または低額であることから、一般的には負担感が少なく歓迎されますが、無料または低額の指定袋等をあらかじめ世帯人員等に応じて全戸配布する必要があり、配布コスト等を考慮すると、本市における対応は難しいと考えられます。さらに、無料または低額である一定量について、減量への動機付けが働かないという欠点があります。

これらのことを勘案すると、ごみ排出量に関わらず減量化への動機付けが働く方式として、「単純従量制」を採用することが適当と考えられます。

家庭ごみ処理手数料の価格

家庭ごみ有料化は、ごみ処理コストのうち一部の負担を求める方式であり、経済的な動機付けによりごみ減量に効果が生じる額であるとともに、市民の納得が得られ過大な負担とならないよう配慮する必要があります。

このことから、ごみ処理コストによる価格設定を基本としながらも、他自治体の事例を参考にしつつ、上記の条件を満たす水準を設定する必要があります。

他都市の事例：指定袋の種類（5種類）

	ごみ	リサイクル
5 リットル袋	円	-
15 リットル袋	円	-
25 リットル袋	円	円
35 リットル袋	円	-
45 リットル袋	円	円

他都市の事例：シール手数料単価

	ごみ	リサイクル
5 kg未満	円	-
5kg 以上 30kg 未満	円	-
30kg 以上 50kg 未満	円	-
50kg 以上	円	-

手数料収入の用途

家庭ごみ有料化に伴う手数料収入は、ごみ適正処理とリサイクルルートの確立のために使用します。

- ・ 資源物品目拡充によるリサイクルルートの確立
- ・ 戸別収集の導入
- ・ 不法投棄対策の強化
- ・ その他

7 実施に向けて

(1) 実施時期

各取り組みの実施時期については、多くの市民参加の場を設け、意見を聞きながら、具体的に検討を行っていきます。

また、実施にあたっては、十分な周知期間及び試行期間を設けて、市民に混乱が生じないように配慮する必要があります。

(2) 他の施策の推進

各取り組みの実施と合わせて、生ごみ処理機等購入補助制度の継続、不法投棄対策の強化、新たに家庭ごみ祝日収集の実施、引越しごみ等一時多量ごみの収集など、市民の利便性を考えたサービスの充実も必要と考えます。

(3) ごみ減量化都市の実現

循環型社会への転換を果たしていくためには、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進に関する戦略的な目標を設定し、3つの具体的な取り組みを確実に実行する事が重要です。